

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 公 告 第 34 号
令和 7 年 10 月 3 日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太田市長 穂 積 昌 信 印

公 売 財 産 の 種 類	不動産
公 売 財 産 の 表 示	別紙1および2のとおり
公 売 参 加 申 込 期 間	令和 7年10月 3日(金)午後 1時 から 令和 7年10月21日(火)午後11時 まで
入 札 期 間	令和 7年10月28日(火)午後 1時 から 令和 7年11月 4日(火)午後 1時 まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公 売 の 方 法	入札方式(売却区分ごとに売却する。)
売 却 決 定 日 時	令和 7年11月25日(火) 午前10時
売 却 決 定 場 所	太田市役所 総務部 収納課 (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令和 7年11月25日(火) 午後2時30分まで
見 積 価 額	別紙1および2のとおり
公 売 保 証 金	別紙1および2のとおり
配 当 を 受 け る 権 利 の 申 し 出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を太田市役所 総務部 収納課に申し出てください。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	次のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。 1 国税徴収法第92条又は同法第108条第1項に該当する方 2 太田市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 太田市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員等」に該当する方 6 18歳未満の方(ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 7 日本語を完全に理解できない方(ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 8 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方(ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
そ の 他 の 事 項	1 公売財産の買受申込をしようとする方(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。 3 入札には、暴力団等に該当しないこと等の陳述書等の提出が必要です。入札開始2開庁日前までに陳述書等の提出がない場合は、入札等をすることができません。 4 入札は、一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者等の都合による取消し又は変更ができませんのでご注意ください。 5 入札価格が見積価額以上でかつ最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定を行います。 6 最高価申込者の売却決定は、買受申込の金額により行います。 7 公売財産の引渡しは、引渡しの際の現状有姿で行います。 8 権利移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとします。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可等が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。 9 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 10 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 11 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは、公売を中止します。 12 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 13 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 14 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 15 太田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

売却区分番号	太7-31	見 積 価 額	金6,330,000円
		公 売 保 証 金	金640,000円
不 動 産 の 表 示 (不動産登記簿の表示による)	公売財産1(土地) 不動産番号:0702000321138 所在:太田市新田金井町 地番:257番1 地目:宅地 地積:134.16㎡ 公売財産(土地) 不動産番号:0702000321144 所在:太田市新田金井町 地番:259番2 地目:宅地 地積:625.43㎡ 公売財産3(建物) 不動産番号:0702000328052 所在:太田市新田金井町 259番地2 家屋番号:259番2 種類:居宅 構造:木造瓦葺2階建 床面積:1階 114.19㎡ 2階 61.76㎡ (附属建物の表示) 符号:1 種類:居宅 構造:軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積:19.81㎡		
不 動 産 の 概 要	1. 交通、最寄りの駅など ・東武伊勢崎線「世良田」駅から北へ約5.1km(道路距離) ・太田市中心部 約8.0km(道路距離) ・太田市立綿打小学校 約1.3km(道路距離) 2. 物件の概況 都市計画地域:市街化調整区域 用途地域:無指定 建ぺい率:70% 容積率:200% 地勢など:間口約7.1m、奥行約52.4mの概ね平坦な袋地の中間画地 接道状況:南側道路、認定幅員約12.2mの県道前橋館林線【建築基準法第42条第1項第1号道路に指定】に接道 3. 供給処理施設 上水道:あり ※東方約15mにある市道に敷設された本管から東側隣接地を経由し引込まれています。 下水道:なし 都市ガス:なし 4. 現況 ・所有者が空き家の状態で占用しています。玄関は施錠されておりません。 ・公売財産2内にふとんや自転車等の動産が残置されています。 ・公売財産3については、築後約34年が経過し、著しい物理的減価及び機能的減価が認められ、無施錠の状態で空き家として放置され、維持管理の状態は劣悪であり、至るところに大きな損傷が外観調査により確認できます。 また、内覧は実施していませんので、家具等の詳細な配置状況、老朽化程度は判別できませんが、相当量の家財・ゴミ等が残置されています。		
特 記 事 項	1. 公売財産は市街化調整区域に存在し、平成2年に「農家住宅」で建築確認を取得しており、農家住宅の要件を満たすことのできる買受人であれば、そのまま利用や再建築が可能です。農家住宅の要件を満たすことのできない買受人であれば、利用や再建築にあたり、都市計画法第34条の立地基準に合った新たな許可(用途変更等)を要しますので、詳しくは建築指導課開発指導係にお問い合わせください。 2. 現地調査の結果、公売財産2北側境界付近に設置されているコンクリート製塀と北側隣接地との境界位置が一致していない可能性があります。隣地との境界確定は、買受人と接地所有者との間で協議を行ってください。 3. 土壌汚染に関する専門的調査は行っていません。 4. 地下埋設物の残存に関する専門的調査は行っていません。		
問 合 せ 先	太田市役所 総務部 収納課 電話 0276-47-1946(直通)		

売却区分番号	太7-32	見 積 価 額	金3,820,000円
		公 売 保 証 金	金390,000円
不 動 産 の 表 示 (不動産登記簿の表示による)	公売財産1(土地) 不動産番号:0702000246652 所在:太田市藤久良町 地番:48番47 地目:宅地 地積:160.39m² 公売財産2(建物) 不動産番号:0702000254111 所在:太田市藤久良町 48番地47 家屋番号:48番47 種類:居宅 構造:木造瓦葺2階建 床面積:1階 57.78m² 2階 25.67m²		
不 動 産 の 概 要	1. 交通、最寄りの駅など ・東武伊勢崎線「細谷」駅から北東方へ約1.3km(道路距離) ・太田市中心部 約2.6km(道路距離) ・太田市立宝泉東小学校 約0.4km(道路距離) 2. 物件の概況 都市計画地域:市街化区域 用途地域:第1種中高層住居専用地域 建ぺい率:60% 容積率:200% 地勢など:間口約11.0m、奥行約11.5m～約16.0mの概ね平坦なほぼ台形の角地 接道状況:西側道路(認定幅員約4.5m)及び北西側道路(認定幅員約5.0m)の舗装市道【建築基準法第42条第1項第1号道路に指定】に接道 3. 供給処理施設 上水道:あり 下水道:あり ※受益者負担金の未納はありません。 都市ガス:なし ※西側道路に50mmの埋設管があり、供給可能区域内です。 4. 現況 ・所有者が空き家の状態で占有しています。玄関は施錠されており、鍵はありません。売却決定後、内部に入る際は買受人自身で開錠する必要があります。 ・公売財産1内に親族名義の軽自動車が放置されています。 ・公売財産2については、築後40年が経過し、1階中央部の屋根等に部分的な破損等も見られ、経年相応の劣化が進んでいます。内覧は実施していませんので、家具等の詳細な配置状況、老朽化程度は判別できませんが、相当量の家財等の動産が放置されています。		
特 記 事 項	1. 太田市は、公売財産の引渡し義務は負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き等、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と接地所有者との間で協議してください。 2. 土壌汚染に関する専門的調査は行っていません。 3. 地下埋設物の残存に関する専門的調査は行っていません。		
問 合 せ 先	太田市役所 総務部 収納課 電話 0276-47-1946(直通)		